

2025 年 10 月 法学政治学研究科長・法学部長

2026 年

シンガポール国立大学法学部との交流プログラムについて

本研究科・学部は、シンガポール国立大学法学部との間で、研究・教育面での国際協力の取り組みを進めており、その一環として、2026-2027 年から両大学間で相互に学生を派遣する交流事業を実施することになりました。

このたび、シンガポール国立大学法学部 2026-2027 年度第 1 セメスター（2026 年 8 月～12 月）の派遣の対象となる学生を募集します。

本プログラムによる派遣を希望される方は、以下の実施要領をご覧の上、申請書等の必要書類を提出して下さい。

派遣候補者の決定は、申請書類の審査および面接試験により行います。

実施要領

1. 派遣対象者

派遣期間中に本研究科の総合法政専攻・法曹養成専攻所属大学院生もしくは本学部の学部学生である者（正規課程に在籍する者に限る）。

- * 総合法政専攻所属大学院生及び法学部学生は、本学で、応募時点で 3 学期間、派遣時点で 4 学期間の学習を完了している者に限る。
- * 法曹養成専攻所属大学院生は、第 3 年次の A セメスターの派遣に限る。
- * 本研究科・学部学生の身分を失った場合には派遣対象者としての資格を失うので、注意されたい。

なお、シンガポール国籍（二重国籍を含む）または永住権保有者は、派遣対象となりません。

2. 派遣人数

最大 2 名。

3. 派遣時期・期間

2026 年 8 月から 2026 年 12 月までの約 16 週間（シンガポール国立大学における 2026-2027 年度第 1 セメスター（期末試験期間を含む）に該当する）。

- * シンガポール国立大学の 2026-2027 年度第 1 セメスターは、8 月 10 日（オリエンテーション期間は 8 月 3 日）から開始するため、本研究科・学部の 2026 年度 S セメスター定期試験の追試を受験できなくなる可能性があるので、注意されたい。

4. 派遣のための費用

シンガポール国立大学の授業料は免除される（ただし、下記のとおり、休学しての派遣ではないため、留学期間中も、本学規定の授業料を本学に納めることとなる）。

また、本研究科・学部から旅費相当（*）を奨学金として 15 万円支給する。学内・学外の各種奨学金に応募したものの奨学金を得られなかった場合には、これに加えて 15 万円を支給する。支給額を上回る費用は各自負担となる。

- * 旅費としては、航空券代、空港への往復費用（日本および現地）などが想定される。

5. 保険加入

渡航期間中の不測の事故・病気等による負担をカバーするため、渡航前に、本研究科が指定する学研貸付帯海外留学保険に加入することを要件とする。加入に要する経費は自己負担となる。なお、加入に当たっての詳細は派遣候補学生に追って通知する。

6. 派遣期間中の所属

このプログラムは、派遣期間中も学生が本研究科・学部に所属することを前提としており、休学しての派遣は認められない。

留学中の在学期間も本学修業年限に通算される（留学期間中の身分は、「留学」または「研究指導の委託」となる）。

7. シンガポール国立大学での授業

授業は英語で行われる。提供される授業については、
https://law1a.nus.edu.sg/student_matters/course_listings.html
を参照すること（現在公表されているのは、原則として 2025-2026 年度のものである）
シンガポール国立大学で履修した授業について、要件を満たした場合は単位を認定できる場合がある。

8. 派遣対象者に必要とされる語学能力

原則として TOEFLIBT100 または IELTS6.5 以上。

9. 事前説明等

応募を検討している学部生（派遣時にも学部生である場合に限る）は、事前に学部チームに連絡し、学務上の留意事項等について説明を受けること。

応募を検討している大学院生（応募時に学部生であっても派遣時に大学院生となることが見込まれる者も含む）は、事前に大学院チームに連絡し、学務上の留意事項等について説明を受けること。

- * 2025 年 10 月 30 日（木）13：00～ガラス棟 305 教室で事前説明会を開催します。応募を検討している方は、ぜひご参加ください。なお、当日は、ルーヴェン・カトリック大学とのプログラムおよびシンガポール国立大学とのプログラムの合同で説明会を実施します。ルーヴェン・カトリック大学→シンガポール国立大学の順番で実施します。

10. 提出書類

本プログラムでの派遣を希望する者は、下記の書類を提出すること。

- 「2026 年シンガポール国立大学法学部学生交流プログラム用申請書」
- 英語能力を証明する書類（IELTS または TOEFL によるものに限る）
- 大学の成績証明書(和文)（総合法政専攻所属大学院生で修士課程の者は学部の証明書と現課程の証明書、博士課程所属の者は学部の証明書、修士の証明書と現課程の証明書、法曹養成専攻所属大学院生は学部の証明書と現課程の証明書。学部生は法学部の証明書）（なお、出身大学が日本国外の大学であって、和文の成績証明書がない場合には、英文の成績証明書で差し支えない）

なお、総合法政専攻所属大学院生は、これに加え、

「2026 年シンガポール国立大学法学部学生交流プログラム用指導教員所見」を指導教員から大学院チームへ直接提出していただくよう依頼すること。

11. 書類提出方法

- 「2026 年シンガポール国立大学法学部学生交流プログラム用申請書」：学部生は学部チーム、大学院生は大学院チームの下記メールアドレス宛に添付ファイルとして送付すること。
- 英語能力を証明する書類：原本またはその写しを、大学院チーム・学部チーム窓口に出すこと。
- 大学の成績証明書（和文）：原本を、大学院チーム・学部チーム窓口に出すこと。

1 2. 書類提出期限

2025 年 11 月 13 日（木）正午とする。

1 3. 面接試験

書類審査に合格した者を対象に面接試験を行う。

面接試験対象者に対しては、2025 年 11 月 21 日（金）までに面接試験実施要領について連絡するので、申請書には、本研究科・学部からの連絡を受けられるメールアドレス、電話番号を記載すること。

面接試験は、2025 年 11 月 26 日（水）から 28 日（金）までの間に、原則として対面方式により行う（11 月 26 日（水）に面接試験日程が指定される可能性が高いため、当該時間帯は可能な限り空けておくこと。水曜日に授業がある場合には、学部チームまたは大学院チームまで連絡すること）。

面接試験においては、プログラム応募の動機、現地での学習・研究計画の詳細、語学能力、学部卒業・大学院修了までの計画、滞在に必要な費用支出の見通し等について確認を行う。

1 4. 選考結果通知

2025 年 12 月 1 日（月）までに結果を通知する。派遣候補者となった者は、次項で説明する手続を経て渡航の準備を進めることになる。

1 5. 派遣候補者確定後の手続

詳細については、追って通知する。なお、派遣候補者となることが確定した学生に対しては、シンガポール国立大学への申請書・国籍の証明（パスポートのコピー）・英文の成績証明書・英語能力の証明書（IELTS または TOEFL）等の提出についての指示がなされる予定である。

1 6. 問い合わせ先

不明点については、学部生は学部チーム、大学院生は大学院チームまで尋ねること。
連絡先アドレス：

【学部チーム】gakubu.j■gs.mail.u-tokyo.ac.jp（■を@に変更）

【大学院チーム】jin.j■gs.mail.u-tokyo.ac.jp（■を@に変更）